

原発なくそう！九州川内訴訟

原告団 ニュース

連絡先

〒899-5215 鹿児島県始良市加治木町本町403 有明ビル2F
 TEL: 0995-63-1700 FAX: 0995-63-1701
<http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/>

川内原発再稼働差し止め「仮処分」却下で 5月6日即時抗告しました！！

鹿児島地裁の「差し止め却下」には、多くの事実誤認がある！？
 火山学者などの専門家が異議！

鹿児島地裁は4月22日の決定で、再稼働の前提となる新規規制基準、原子力規制委員会の審査のいずれも「不合理な点は認められない」と判断した。川内原発の耐震安全性に問題は無いと認定しました。

地裁決定は、原発の新規制基準に不合理な点はなく、避難計画の具体化や物資の備蓄も進み、多数の専門家が巨大噴火の可能性は小さいなどと、申立人の訴えを退けました。

しかし、地裁決定には、いくつもの疑問点が指摘されています。5月5日の東京新聞では、地裁の認定と取材によるズレを具体的に指摘しています。

東京新聞 2015年5月5日



また、大きな争点
 が火山の巨大噴火のリスクに関して、決定は、専門家たちが九電の火山監視能力や対応策の有用性を認め、噴火のリスクも小さいと認めているかのように書いているが、複数の専門家から厳しい声が出ています。

「南九州で巨大噴火が起こらない保証はない。決定の中で、自分もいように利用された。ひどい決定文だ」と、日本火山学会理事で東大地震研究所の中田節也教授がコメントしています。

■5月6日 宮崎高裁の即時抗告しました！

即時抗告の申立書では、鹿児島地裁の決定に対する反論—司法審査のあり方、地震動に対する原決定への反論、火砕流噴火の可能性が充分低いという原決定への反論、住民の段階的避難計画には科学的な根拠もなく、合理性、実効性は認められない等を改めて主張し、川内原発の再稼働差し止めを求めています。申立書は194ページに及びます。(次ページに申立書の目次・要旨を掲載しています)

今後、宮崎高裁にて、これまで争点となった地震に対する安全性や、火山の巨大噴火のリスクについて専門家の見解などを新たな証拠として主張していくことになります。

(即時抗告等の各書面は川内原発訴訟のホームページ/
<http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/message.html>) にUPしています。)

鹿児島地裁の認定と取材とのずれ

論点	裁判所の認定	取材
30キロ圏の避難計画	5キロ圏の住民を優先する2段階避難は合理的	自己判断で避難する人もおり、非現実的
住民の避難	代替の避難先の確保	指定先が使えなくなった場合でも調整システムで確保できる
入院患者らの避難手段	必要台数のバスを確保する	県とバス事業者とが交渉中。確保はまだ
物資の備蓄・配備	県などが安定ヨウ素剤や物資を備蓄	分散して備蓄。ただ具体的な配備・輸送方法は未定
巨大噴火	可能性があると専門家は少数	ほとんどの専門家が可能性を指摘
火山	九州電力の火山監視能力	専門家からは異議がなかった

地裁差し止め却下

川内事実認定に問題

避難計画・噴火リスク

論点	裁判所の認定	取材
30キロ圏の避難計画	5キロ圏の住民を優先する2段階避難は合理的	自己判断で避難する人もおり、非現実的
住民の避難	代替の避難先の確保	指定先が使えなくなった場合でも調整システムで確保できる
入院患者らの避難手段	必要台数のバスを確保する	県とバス事業者とが交渉中。確保はまだ
物資の備蓄・配備	県などが安定ヨウ素剤や物資を備蓄	分散して備蓄。ただ具体的な配備・輸送方法は未定
巨大噴火	可能性があると専門家は少数	ほとんどの専門家が可能性を指摘
火山	九州電力の火山監視能力	専門家からは異議がなかった



九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県)の再稼働差し止めを却下した鹿児島地裁の決定内容を、本紙検証し、主な論点とされた避難計画や巨大噴火リスクに関する事実認定に重大な問題があることが浮き彫りになった。(小倉真俊、荒井六郎) 関連の面

先月、11日の地裁決定の具体化や物資の備蓄も進み、多数の専門家が巨大噴火の可能性は小さいと認めているとして、住民らの訴えを退けた。しかし、地裁決定には、いくつもの疑問点がある。三十キロ圏の住民は、地区ごとに避難先が指定されているが、風向きによっては、

放射能汚染を受けやすい可能性がある。地裁は、県が調整システムを準備し、迅速な避難先の確保に備えていると認定した。県に取材すると、風向きの変化で避難先確保の確保が難しくなる場合もある。必要人数を取ることができず、再稼働は一件、現地での対応が必要。半年前、避難者受け入れに向けた計画ができていなかった。鹿児島県警は、川内市市庁に取材すると、指定先の学校や公民館への誘導や、避難所の運営方法などの協議は、いまだ進んでいない。一方、巨大噴火への備えについて、地裁は、九電の火山監視の手続き能力に専門家から異議はなかった。と問題ないとしている。しかし、専門家から異議は、東大地震研究所の中田節也教授らからは、曲げられた「事実認定」の面が上からきている。住民側は、福岡高等裁判所に即時抗告を予定。

第9回裁判(本訴) 期日について

と き 2015年6月8日(月) 15:00~
 ところ 鹿児島地方裁判所
 (鹿児島市山下町13-47)

【当日の日程】
 13:30 「かごしま県民交流センター中庭」集合
 13:40 裁判所まで行進・整理券の交付開始(*法廷での傍聴は抽選です。)

14:30 抽選番号の発表
 15:00~16:30 (予定) 第9回口頭弁論「地震動」
 1. 仮処分決定文の地震動に対する求釈明
 2. 地震動の新たな補充書面
 ※予定です。
 15:00~
 *法廷に入れなかった原告、傍聴者「鹿児島市中央公民館」にて、模擬法廷
 16:40 (予定) ~ 報告集会「鹿児島市中央公民館」

次回裁判の日程等

鹿児島地裁の「川内原発1・2号機の運転差し止め却下」に抗議する声明文

■ストップ再稼働！ 3. 11 鹿児島集会実行委員会

共同代表 橋爪健郎、荒川謙、井上達昭、井上森雄、
税所孝樹、宍道紀代美、下馬場学、島原良子
橋口孝久、松園孝夫

2015年4月24日

4月22日、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は、住民が九州電力川内原発1・2号機の再稼働差し止めを求めた仮処分申し立てに対し却下する決定を下した。私たちは、断じて承服できない。

わずか8日前の4月14日、福井地裁樋口英明裁判長は、万が一の事故も許してはならない原発に対して、新規制基準は「緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」と厳しく断罪し、高浜原発の再稼働差し止めを命じたばかりであった。この決定は、人類とは共存できない原発の終末を告げるものとして、福井県民のみならず、大多数の国民に歓喜をもって迎えられた。

2011年3月11日に発生した福島第一原

発事故は、広範囲に放射能汚染を引き起こした。福島の農業、漁業を壊滅の状況に追い込み、数十万人規模の避難を余儀なくさせた。多数の数十万人規模の避難を余儀なくさせた。多数の人命も奪った。4年を過ぎた今でも、復興の目途が立ったとは到底言えない。原発が、日本中を廃墟にしかねない魔物であることは、今や誰の目にも明らかになっている。

しかしながら、鹿児島地裁前田裁判長は、原発に固執する国、電力に追従した。なおかつ、その判断の根拠は、幾多の事実誤認に満ちている。

たとえば、火山の破局的噴火に対して、前田裁判長は「可能性が十分に小さいとは言えない」と考える火山学者が火山学会の多数を占めるものとは認められない」としたが、決定後すくさま、火山噴火予知連会長の藤井敏嗣東大名誉教授は「明らかに違う」と反論した。地震問題や、避難計画の不備についても同様である。

鹿児島地裁前田裁判長は、川内原発再稼働差

し止め申し立てを却下することで、保身のために真実から目を覆い、国民に背を向ける無知な臆病者であることをさらけ出した。しかしそれだけでなく、この国の未来を閉ざした責任は大きい。永く、その汚名を残すであろう。

福島では、未だ12万人の人々が故郷を奪われたままであり、放射能は放出されつづけている。明らかな人災でありながら責任を取った者は誰一人としていない。川内原発についても、再び誰も責任を取らない構造は変わらないままである。今も、鹿児島県民はもとより、大多数の国民は再稼働に同意していない。

私たちは、即時抗告を瞬時に決意した川内訴訟原告団、弁護団に連携するとともに、川内原発1・2号機の再稼働を止めるための運動を、より一層強化していく。そして、日本中の原発の廃絶を実現する。

これは、人類を放射能被曝から解放し、未来を開かれたものにすべき現在の世代に課せられた義務でもある。

■司法機関の住民の安全を守る責務を放棄した鹿児島地方裁判所川内原発1号機、2号機再稼働差し止め仮処分決定に強く抗議する (Ver. 2)

脱原発弁護団全国連絡会

共同代表 河合 弘之
同 海渡 雄一

2015年4月24日

裁判所の権力迎合の態度に抗議する

4月14日の福井地裁の高浜原発差し止め決定に続き、川内原発の再稼働差し止め決定が期待されていたが、4月22日、鹿児島地方裁判所は、川内原発1、2号機について再稼働の差し止めを求める仮処分申し立てを却下した。私たちも、裁判所の審理の姿勢から良い決定が出されるのではないかと期待していたこともあり、却下決定は意外なものであった。

人権の岩として国民の人格権を守るという司法の責務を負いながら、数々の電力会社と国の説明の不合理をみとめながら、再稼働を認めないという当然の司法判断を示すことができなかった裁判官に対して、その行政への迎合と臆病な態度を、我々は強く非難しなければならぬ。

本決定は、まず立証責任の分配において、「まずは電力会社の側で、新規制基準の内容及び原子力規制委員会による新規制基準への適合性判断に不合理な点のないことを相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して主張疎明する必要があり、債務者が主張疎明を尽くした場合、住民側で、原子炉施設の安全性に欠ける点があり、その生命、身体等的人格の利益の侵害又はそのおそれがあることについて、主張疎明をしなければならぬ。」としている。そして、これは行政の適合性審査の判断がなされた場合、これを否定し、過酷事故発生の蓋然性について高度の立証を住民側に求めるものであって、批判の強かった浜岡原発訴訟の静岡地裁決定と同様の立場である。

(中 略)

決定は事故のリスクを認めつつ、行政に追従している

本決定は極めて不当なものである。福島原発事故後、昨年5月の大飯原発に関する福井地裁判決、11月の大飯・高浜原発に関する大津地裁仮処分（結論は却下であったが、実質的には新規制基準の不合理性を指摘している）、そして、今月14日に福井地裁で出さ

れた高浜原発3、4号機に関する福井地裁仮処分と原発の危険性を指摘する良識的な司法判断の流れにも反する。

本決定は、その結論において、不可解な判断を行っている。住民の訴えを却下する判断を示した後に、「地震や火山活動等の自然現象も十分に解明されているものではなく、債務者や原子力規制委員会が前提としている地震や火山活動に対する理解が実態とかけ離れている可能性が全くないとは言えないし、確率論的安全評価の手法にも不確定な要素が含まれていることは否定できないのであって、債権者らが主張するように更に厳しい基準で原子炉施設の安全性を審査すべきであるという考え方も成り立ち得ないものではない。」

(後 略)

すべての原発を止めるまで私たちの闘いは続く

脱原発弁護団全国連絡会は、今年7月にも迫っている川内原発の再稼働を阻止するため、本決定に対する即時抗告の審理を全面的に支援するとともに、川内原発をはじめとするすべての原発の再稼働をさせないため、あらゆる法的手段を駆使して闘い続けることを宣言する。 以上

川内原発差し止め「仮処分」却下に対する「即時抗告」申立書の目次（要旨）

第1編 総論

- 1 原決定の問題と抗告人らが本即時抗告に託した思い 2
- 2 本状の内容 3

第2編 争点1（司法審査の在り方）に関する反論

- 1 争点1（司法審査の在り方）に関する原決定の内容 3
- 2 原決定は、①論理的に支離滅裂であること 5
 - (1) 原決定の論理の出発点（論旨の前半部分） 5
 - (2) 論旨後半部分は、論旨前半部分と全く整合しないこと 6
 - (3) 安全目標は法的に意味を持つような合理性、正当性を有しないこと 7
 - (4) 原決定自身、「安全目標」に方法論上の課題があることを認めているにもかかわらず、基準として相当であるとしていること 10
 - (5) 原決定は、虚偽の前提から結論を導き出し、基準の合理性に関する判断を放棄していること 12
 - (6) 小括 13
- 3 原決定は、②福島原発事故後の判断として、実質的にも極めて不合理であること 13
 - (1) (i) 原決定は、実質的には、福島原発事故を十分に踏まえたものとなっており、同事事故後の司法の流れに逆行するものであること 14
 - (2) (ii) 「社会通念」は基準として曖昧でありこれを基準とすることは不適切であること 17
 - (3) (iii) 従来「社会通念」を基準として判断した裁判官自身が、福島原発事故後は反省を述べるなどしており、その意味でも、原決定の基準は用いられるべきではないこと 20
 - (4) 小括 22

4 原決定は、③伊方最高裁判決の趣旨に照らしても誤りであること 22

- (1) 福島原発事故以前の差し止め訴訟の判断 22
- (2) 裁量権の範囲は極めて限定的であること 23

5 原決定は、④各論における具体的な当てはめも不合理であること 24

- (1) 地震動に関する新規制基準の合理性について 25
- (2) 火山事象に関する新規制基準の合理性について 27
- (3) 火山事象に関する基準適合性判断の合理性について 28
- (4) 避難計画等の合理性及び実効性について 29
- (5) 安全目標への当てはめがなされていないこと（本件原発が安全目標を達成しているとは確認されていないこと） 29
- (6) 小括 32

6 ⑤判示事項2は、伊方最高裁判決の趣旨に照らして、誤りであること 32

7 まとめ 36

第3編 争点2（地震に起因する人格権侵害又はそのおそれの有無）に関する反論（中略）

第4編 争点3（火山事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無）に関する反論

- 1 本件の争点設定 86
- 2 原決定の論理の根本的な誤り 86
- 3 火山に関する新規制基準の制定手続きについて 89
- 4 火山学会の多数は川内原発に到達する火砕流噴火の可能性が十分低いとは言えないとしている 96

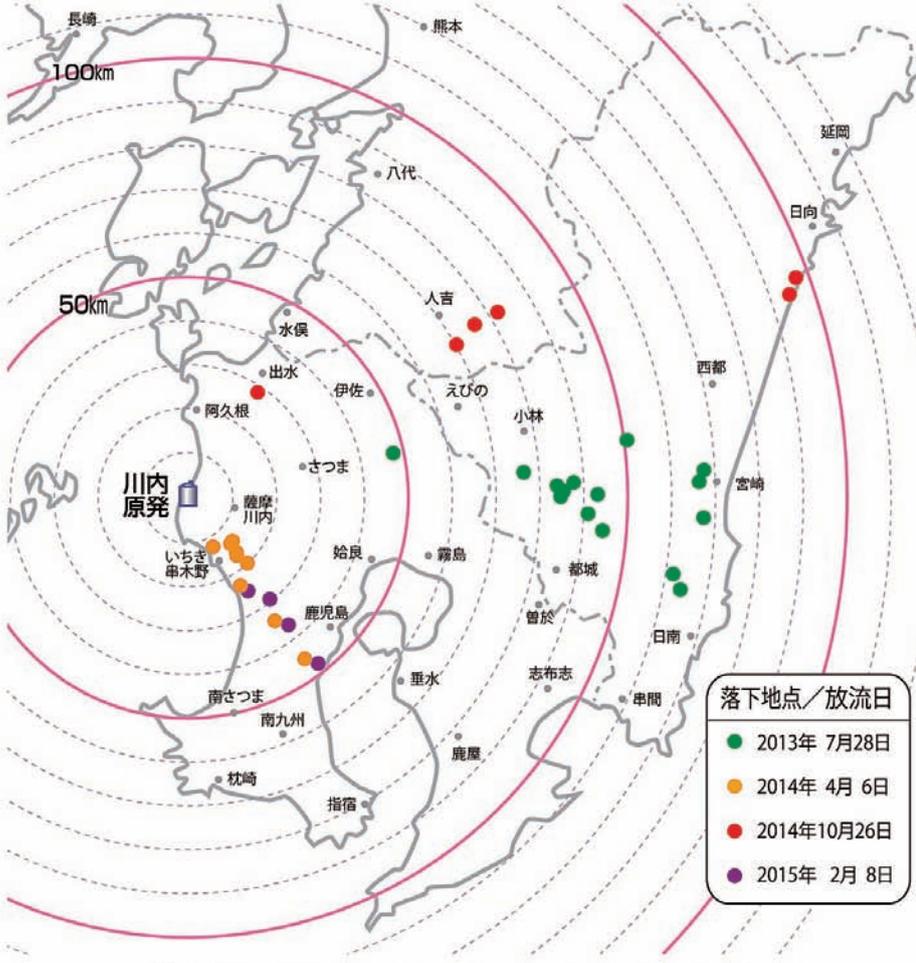
- (1) 規制委員会『火山影響評価ガイド』はIAEA火山ガイドの要求を満たしていない 96
- (2) イギリスの原子力規制の専門家ジョンラージ氏の結論 99
- (3) 火山学会の多数意見は火砕流噴火の可能性が十分低いとは述べていない 100
- (4) 火山学会提言の趣旨について決定は明らかに事実を誤認している 100
- (5) 石原和弘火山学会原子力問題対応委員会委員長の記者会見 101
- (6) 火山学者アンケート結果の事実を認定しつつ多数ではないとしたのは自己矛盾 102
- (7) 決定後のNHK報道における火山噴火予知連絡会藤井会長の決定的なコメント 103
- (8) 日経サイエンス「破局的噴火」特集 104
- 5 債務者が可能性は十分小さいとする国の判断には科学的裏付けがない 106
- 6 火山活動のモニタリングと兆候と対処の判断基準及び核燃料搬出の方針の策定という火山ガイドの要求は、規制委員会の審査では満たされておらず、適合性審査とその判断には重大な欠落がある
- 7 火砕流噴火を使用済み燃料の運び出しに必要な時間的余裕を持って予知することはできない（詳説） 126
- 8 基準適合を認めた規制委員会の判断は誤りであり、債権者らの人格権は、川内原発の再稼働によって侵害される蓋然性がある 150
- 第5編 争点4（避難計画等の実効性と人格権侵害またはそのおそれの有無）に関する反論
 - 1 適切な避難計画なしでの原発の稼働と住民の人格権侵害 155
 - 2 原決定が本件避難計画に「一応の合理性、実効性」があると認める7つの根拠 156
 - 3 原決定のいう7つの根拠の個別的検討 156

かごしま「風船とばそう」プロジェクト 風船とこまで飛んだ！！

原発なくそう！九州川内訴訟 かごしま「風船とばそう」プロジェクト！

- | | | | |
|---|---|---|--|
| ● | 2013年7月28日(日)14:30
薩摩川内市「久見崎海岸」放流 | 天気：晴れ 気温：32.6℃
風速：3.6m/s 風向：西 | 最終結果
上空の風向(観測地点、市東)
上空1km 北西の風 16m/s
上空2km 西北西の風 20m/s |
| ● | 2014年4月6日(日)14:00
薩摩川内市「久見崎海岸」放流 | 天気：晴れ 気温：13.0℃
風速：7.2m/s 風向：西北西 | |
| ● | 2014年10月26日 14:00 14:50
薩摩川内市「久見崎海岸」放流 | 天候：曇り・晴れ 気温25度
風速 東風2.2m 上空1km 南南西7m | |
| ● | 2015年2月8日(日)14:00
薩摩川内市「久見崎海岸」放流 | 天気：曇り 気温：5.8℃
風向：北西5.9m/s
最高気温(℃) 7.1 09:38
最大瞬間風速(m/s)
(風向(16方位) 15.9(北西) 13:29) | |

2013年7月から2015年2月まで四季を通じて、原発事故による放射性物質の飛散拡散を調査する「風船飛ばそう」プロジェクトのデータがまとまりましたので、データをもとに地図を作製しました。4回にわたり、ご協力いただきありがとうございました。今後、パンフレットを作成するとともに、提訴中の裁判に川内原発からでた放射能は南九州一円に被害をまき散らす証拠データとして提出していく予定です。



落下地点/放流日

- 2013年 7月28日
- 2014年 4月 6日
- 2014年10月26日
- 2015年 2月 8日

詳細は、<https://www.google.com/maps/d/edit?mid=zGJ3NlpQYdwQ.kqmqNJarCnDs>

	住所	風船を拾った場所
2013年 7月28日	都城市高崎町大牟田	都城市高崎町大牟田の公園
	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣	宮崎市大塚台西3丁目付近
	宮崎県日南市北郷町北河内	近くの畑
	都城市高城町有水	自宅の裏手
	宮崎県日南市北郷町北河内	宮崎県日南市北郷町北河内
	宮崎県都城市高崎町江平	自宅近くの畑の中
	都城市高崎町大牟田	木の枝に引っ掛かっていた。
	宮崎市小松台東	自宅の庭
	都城市高城町石山	自宅近くの畑
	宮崎県西諸県郡高瀬町大字広原	自宅近くの田圃
	都城市高崎町大牟田	田圃
	都城市山之口町山之口	自宅の庭
	宮崎市清武町木原	自宅の敷地内
	鹿児島県始良郡湊水町幸田	自宅近くの田圃
2014年 4月6日	宮崎市高岡町の山林	宮崎市高岡町の山林
	いちき串木野市金山	自宅の前
	日置市伊集院町恋之原	庭先に落ちていた
	いちき串木野市川上	近くの山
	いちき串木野市荒川	田圃
	いちき串木野市生福	自宅の裏
2015年 10月26日	いちき串木野市金山	山に風船がからんでいた
	鹿児島市上福元町	
	いちき串木野市生福	自宅の庭先
	日置市東市来町湯田	自宅の車庫ちかく
	熊本県球磨郡錦町一武	自宅の庭
	宮崎県児湯郡都農町川北	田んぼの中
2015年 2月8日	熊本県球磨郡あさぎり町上西	牧場
	熊本県人吉市大畑町	庭先
	鹿児島県出水市武本	
	宮崎県日向市美々津町	田んぼの中
2015年 2月8日	日置市東市来町長里	自宅の玄関先
	日置市伊集院町妙円寺	自宅前
	鹿児島市谷山中央4丁目	
	鹿児島市上谷口町	自宅の裏庭

風船プロジェクト 会計報告

風船飛ばそうプロジェクト！ 4回の収支報告書		2015年5月25日
(収入)		
費目	金額	備考
風船カンパ	187,272	各種集会・街頭カンパ
振込・協賛金カンパ	627,048	原告団からの振り込みカンパ・協賛金
川内訴訟弁護団助成金	350,000	弁護団からの助成金
助成金	50,000	玄海風船プロジェクトから
バス代	10,000	20名×500円
受取利息	19	
計	1,224,339	
(支出)		
費目	金額	備考
ヘリウムガス	252,982	ヘリウムガスと注入器具代
風船	419,772	(株)ヘイワ原紙
印刷代	102,711	メッセージカード・呼びかけチラシ等
運搬費	235,924	トラックレンタカー・テント代ほか
事務経費	72,870	当日の飲料費、お礼グッズほか
計	1,084,259	
残高	140,080	

川内訴訟原告団カンパ 会計報告

原発なくそう！九州川内訴訟 収支報告書		2012年8月1日～2014年12月31日
(収入)		
科目名	金額	摘要
カンパ収入	2,082,925	
風船カンパ	627,048	
計	2,709,973	
(支出)		
科目名	金額	摘要
ニュース送料	1,214,250	
ニュース印刷代	540,660	
消耗品費	70,371	
諸会費	15,000	
風船プロジェクトへ	627,048	
計	2,467,329	
残高	242,644	

映画「日本と原発」自主上映会「報告」

2015年1月～3月 鹿児島・熊本・宮崎の17か所・23回上映に、1281名！！
ご参加・ご協力いただきありがとうございました。

「日本と原発」上映会にとりくんで 「支える会」事務局 井上真紀

「これまで反対運動してきたけど、知事が再稼働に同意したからもう手遅れだよ。」という声はこれまで少なからず聞いていました。福島原発事故後、個人的に微力ながらも動いてきた私の周辺でも疲弊感やあきらめ感が漂っていましたが、今回上映会の開催をお願いするにあたり、それが県内各地にまで広まっていることを知った時はさすがにショックでした。

しかし、「支える会」事務局をお手伝いさせていただく中で、裁判という場で闘う弁護士や原告団の皆さんの根気強く強固な想いに勇気づけられていた私は、各地で頑張っている皆さんの心を元気づけたいと、原告募集もあわせたこの映画の上映会にとりくみました。

この映画とは、数々の原発訴訟に関わっている弁護士の河合弘之氏自らが丸2年の歳月をかけて自分の目と耳で確かめ、多くの関係者、有識者にインタビュー取材を行い、現地での情報収集や報道資料を基に作り上げたドキュメンタリー映画「日本と原発」です。

今年1月～3月にかけて鹿児島・宮崎・熊本3県で各地の皆さんのご協力をいただきながら17か所で開催、計23回上映することができました。参加者数は1281名。

鹿児島県内での上映会にはできるだけ駆けつけ、開催にとりくんでくださった各地の有志の皆さんと交流させていただきました。そのほとんどの方が「この映画の上映会を開催してよかった。」とおっしゃってください「これまで勉強会や講演会、映画の上映会などしてきたけれど、今回の上映会は違った。今まで来てくれなかった人たち、特に20～40代の若い世代が来てくれた。」「映画を観てくれた多くの方が『観てよかった』『もっとやって欲しい』『周りに勧めます』と声をかけてくれてとてもやったかがありました。」などの嬉しい報告を各地で聞くことができました。また参加者のアンケートの中にも、「原発はなんとなく不安に思っていたけどよく分からなかったが、この映画はとてわかりやすく原発の危険性が理解できました。」という感想があり、やはり多くの人々に真実を伝えるには映画というのはとても有効であると確信を持ちました。

世論の声は裁判に影響します。でもそれは表に出ないと世論にならない。まだ声を上げていない上げられない多くの方に声を上げてもらうための1つの手段として「日本と原発」の上映会をあなたの町で開催しませんか？ 7月末までの期間限定ではありますが、ぜひお問い合わせください。

原発の再稼働阻止を目指す原告募集と世論形成のためにあなたのチカラを貸して下さい！一緒に頑張りましょう！

日付	開催地(上映回数2回以上のみ記載)	人数/名
1月29日(木)	熊本市 県民交流館バレー	40
2月14日(土)	薩摩川内市 川内まごころ文学館(3回)	113
2月20日(金)	指宿市 市民会館	104
2月21日(土)	鹿児島市 よかセンター	50
2月21日(日)	霧島市 いきいき国分交流センター	23
2月22日(月)	霧島市 国分ビッグセンター	20
2月28日(土)	奄美市 名瀬公民館(2回)	20
3月1日(日)	宮崎市 中央公民館	133
3月7日(土)	鹿屋市 農業研修センター	98
3月8日(日)	熊本市 国際交流会館	195
3月11日(水)	水俣市 水俣市民会館	25
3月13日(金)	南さつま市 市民会館	138
3月14日(土)	姶良市 姶良公民館(2回)	32
3月15日(日)	天草市 国際交流会館ポルト(3回)	152
3月22日(日)	出水市 コープかごしま出水店	31
3月26日(木)	宮崎市 市民プラザ	10
3月28日(土)	熊本市 熊本大学内	7
3月29日(日)	薩摩川内市 川内まごころ文学館	90
合計		1,281



福島原発事故後、多くの犠牲者を出してきただけで済まされず、
しかし、原発の人生半世紀の一大事業として進められた原発訴訟は、負け続けた。
相争いながらも、どんなに困難でも、勝つまで、闘った。
原発訴訟に携わった人々の足跡を、私たちが追いかけてきた。
そして、2015年3月11日。
原発再稼働阻止一歩前進の瞬間が、鹿児島市で迎えられる。上映の準備が完了した。
用意は済んだ。「勝利はまだ早い」。

これは、弁護士河合弘之と原告団事務局、映画制作に携わった3人が
多くの関係者、有識者にインタビュー取材を行い、現地での情報収集や報道資料を基に
制作されたドキュメンタリー映画。私たちが追いかけてきた。
そして、2015年3月11日。
原発再稼働阻止一歩前進の瞬間が、鹿児島市で迎えられる。上映の準備が完了した。
用意は済んだ。「勝利はまだ早い」。

「原発再稼働阻止一歩前進の瞬間が、鹿児島市で迎えられる。上映の準備が完了した。用意は済んだ。「勝利はまだ早い」。

映画
「日本と原発」
鹿児島・宮崎・熊本上映日程

【問い合わせ】
「原発なくそう！九州川内訴訟」原告団事務局
TEL 0995-63-1700 FAX 0995-63-1701
「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会
TEL 099-225-5455 FAX 099-225-0300

「日本と原発」上映会 アンケート抜粋

- ・地震、津波だけでなく何か立ち上がれるだろうに…。原発の被害で身も心もズタズタにされた人々の気持ちを思うと言葉が見当たらない。
- ・福島の教訓を生かさず反って利用するような政策には憤りを感じます。まず私たちが真実を知り原発をなくす戦いをしたいと人まかせにはできないと強く感じました。
- ・今まで隠蔽されていた部分を今回又新たに知り、怖いというより腹たたい気持ちでいっぱい。微力でも行動を起こさないとけないと思う。
- ・地震大国の日本に、こんなに各地に原発があるとは思わなかった。改めて怖い。弁護士の先生たちのお話が明るくて元気がでた。

- ・私は3人の子どもの父です。父親になってから子どもたちに何か残せるか？ただ、自分たちだけが良ければそれでいいのかを考えるようになり、色々勉強するようになり、その中で原発はやはり必要でないと考えます。残念なことにそれを大きな声で言っていたら、周囲の目が気になりなかなか言えませんが、利己心でなく利他心を持って今後も周囲に発信していきたいです。
- ・「原発」そんなのが昔あったの？！と言える未来づくりを目指して、今の原発反対運動を続けたいですね。
- ・実際の現場、現地の方々の話で原発のしくみやよく分かりました。よい勉強になりました。
- ・かなり見応えのある映画だった。これまでより原発再稼働、増設等反対の思いが強くなった。

6.7福岡3万人集会 ストップ再稼働！川内原発のスイッチは押させない

川内原発のスイッチは押させない

GOODBYE NUKES 6.7
ストップ再稼働！3万人大集会 in 福岡

11:00 オープン～マルシェ 12:30 アトラクション 13:00 集会 14:30 デモ

福岡市舞鶴公園

主催 原発いらない！九州実行委員会
Web: http://bye-nukes.com

九州電力による川内原発再稼働を目前にして、6月7日、史上最大規模の集会を開催し、万衆の人の波で九州電力福岡本店をとり囲みます。これは、全九州の住民、全国民が、原発の再稼働を認めないという具体的な意思表示です。ぜひ、ご参加下さい！

◆ストップ再稼働！3万人大集会 in 福岡
◆ところ 福岡市「舞鶴公園」
(福岡市中心区城内1番)

【日程】
とき 2015年6月7日(日)
11:00 オープン～マルシェ
12:30 アトラクション
13:00 集会
14:30 デモ行進 16:00 終了予定

【主催】
原発いらない！九州実行委員会
Web: http://bye-nukes.com

「原告団と「支える会」からのお願い

- 原告団カンパのお願い
原告団の会の運営は、みなさんのカンパで賄っています。カンパをよろしく願います。同封の振り込み用紙にて、「原告団カンパ」と明記の上、送金をお願いいたします。
<送金先>
郵便振替口座
口座番号：01730-8-91680
加入者名：原発なくそう！九州川内訴訟
- 川内原発訴訟を支える会・会員登録のお願い
一般会員(個人) 年会費3000円
維持会員(団体) 年会費10000円
<送金先>
郵便振替口座
口座番号：0740-1-164851
加入者名：川内原発訴訟を支える会
【問い合わせ】
「原発なくそう！九州川内訴訟」を支える会
事務局 井上 真紀
TEL 099-225-5455 FAX 099-225-0300